

法人所得税 (CIT)

財政省は2013年12月26日に発行された CIT に関する Decree 218/ND-CP のガイダンスとして2014年6月18日付で Circular 78/2014/TT-BTC を発行しました。主な内容は以下の通りです:

課税所得

- 不動産譲渡、投資プロジェクト譲渡及び投資プロジェクトの参加権の譲渡により生じた損失は、事業活動により生じた所得から控除することができます。
- 会社清算の場合を除き、不動産譲渡により生じた所得から、事業活動により生じた損失を控除することはできません。

売上認識

- サービス対価として数年間分の前受金を受取った場合の所得の認識方法として、受取時に一括して認識する方法と、サービス提供期間にわたって繰り延べる方法の、いずれかを採用することができます。優遇税制適用期間にある会社の場合は、繰延法が適用されます。
- 金融機関及び外国銀行における、預金利息・貸付利息及び金融リースによる所得は、金融機関及び外国銀行の支店に適用される金融規定等に基づき認識されます。

損金算入費用

- 2,000万ドン(約950USD)以上の費用を損金算入するためには銀行送金が必要になります。銀行送金の支払証憑等の要件については現行のVATの規定(Circular 219/2013/TT-BTC)に従います。
- 繰延認識している期限付き土地使用権費用に関しては、改良・増改築のために一時的に休止している期間についても損金算入可能です。
- 税務当局に対する原材料・燃料・エネルギーの標準消費量の通知が提出不要になりました。
- 年収が1億ドン(約4,800USD)以下の個人事業・家族経営者から財貨・サービスを購入する場合、損金算入するためには、VATインボイスに代わってForm 01/TNDNを使用することになります。
- 駐在員の子供の幼稚園学費は、適切な書類がある場合は損金算入することができます。
- 未払給与は6ヶ月(前規定では12ヶ月)以内に使用する必要があります。使用しきれなかった未払給与の戻入額は、次年度において損金から減額されます。
- 任意の厚生年金基金・社会保険目的の基金・生命保険への支払は、一人あたり月額100万ドン(約47USD)を上限に損金算入することができます。
- 広告宣伝費用(顧客への贈答も含む)の上限が10%から15%に増加しました。
- ギャンブル及びカジノ事業に係るマネジメントサービスフィーは、収益の4%を上限として損金算入することができます。

損金不算入費用

- 株式の発行及び配当金、自己株式の買取及び自己資本の増減に関する費用は損金不算入になります。

その他の所得

- 企業における未使用の未払費用の取り崩し益は、費用から減額されない場合はその他の所得として取り扱われます。

CIT率

- 2014年1月1日以後、CITの標準税率が25%から22%に引き下げられました。例えば、2013年4月1日～2014年3月31日を事業年度とする企業においては、4月～12月までの9ヶ月間に対しては25%を適用し、1月～3月までの3ヶ月間に対しては22%を適用します。
- 当該Circular 78には中小企業に対する20%の税率の適用に関するガイドラインが示されています。

CIT優遇措置

- Circular 78では、優遇税制が受けられる新規投資プロジェクトの決定及び、社会的・経済的に有利な地域に該当しない工業団地の中で、CIT免除や減額が認められるケースに関するガイダンスが示されています。加えて、様々なケースでの課税所得の適用に関するガイダンスも示されています。
- 投資優遇分野の事業を行っていることによりCIT優遇措置を享受している企業が、投資優遇分野に関する(i)不良品、スクラップ売却による収益、(ii)為替差益、及び(iii)定期預金の受取利息による所得を得た場合は、優遇措置の対象になります。
- 優遇地域に所在することによりCIT優遇を享受している企業または投資プロジェクトにおいては、当該優遇地域内における事業活動から得た所得の総額が、CIT優遇所得となります。ただし(a)不動産/投資プロジェクトの譲渡又は投資プロジェクト参加権の譲渡から得た所得、(b)石油開発・採鉱から得た所得、(c)特別消費税対象の財貨・サービスによる所得は、CIT優遇所得から除かれます。

不動産譲渡による所得

- 不動産会社が、顧客から前受金を受け取っているにもかかわらず未だ不動産を譲渡していない場合において、当該不動産に関する広告宣伝費、販売促進費、値引、手数料等は当該前受年度の費用とならず、不動産を譲渡して所得が発生した年度において損金に算入することになります(上限15%)。





付加価値税 (VAT)

納税者が帳簿方式を適用する金、銀、宝石の売買業と控除方式を適用する事業を兼業する場合の仕入VATの控除可能額の計算

2014年6月6日付で財務省は、納税者が帳簿方式を適用する金/銀/宝石の販売と、控除方式を適用する事業を兼業する場合の仕入VATの控除可能額に関するオフィシャルレター（以下、OL）7512を発行しました。当該OLによれば、

- ・ 納税者は、事業毎に区分して仕入VATを認識し、それぞれに適切なVAT方式を適用する必要があります。
- ・ 事業毎に仕入VATを管理できない場合には、控除方式の適用売上高と総売上高の割合を基に、控除可能な仕入VAT額を計算します。
- ・ 総売上高は、控除方式の適用売上高、非課税売上高、及び金/銀/宝石の販売額から仕入額を控除した額（プラス値）の合計額になります。

個人名義のATMカード・クレジットカードで支払った航空運賃に対する税制の取扱い

2014年6月18日付で税務総局が発行したOL2272によれば、個人名義のATMカード・クレジットカードで支払った航空運賃についてはCIT上損金不算入、仕入VAT控除不可となります。

個人所得税 (PIT)

ベトナムにおけるODAプロジェクトに従事する外国人専門職に対するPIT

2014年6月18日付で税務総局が発行したOL2269によれば、ベトナムにおけるODAプロジェクトの下請け業務に従事する外国人専門職は、2009年10月1日付の首相発行 Decision119/2009/QD-Ttgの規定に基づく、PIT免税の対象外になります。

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務
税務・投資・コーポレートサービス
ビジネス・アドバイザー・サービス
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス
ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

- 谷中 靖久
公認会計士 (日本) マネージャー
E-mail: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

- 古屋 秀規
アシスタント マネージャー
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

- 松木 摩耶子
公認会計士 (日本)
アシスタント マネージャー
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可
シニア
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark
Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,
Me Tri, Tu Liem, Hanoi.

T: +84 4 3946 1600

F: +84 4 3946 1601

E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

- 渡 喬
公認会計士 (日本) マネージャー
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 金岡 秀浩
公認会計士 (日本) マネージャー
E-mail: hidehirokanaoka@kpmg.com.vn

- 田村 陽一
公認会計士 (日本) マネージャー
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可
アシスタント マネージャー
Email: duymnguyen@kpmg.com.vn

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

T: +84 8 3821 9266

F: +84 8 3821 9267

E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172

中谷 剛之 シニアマネージャー

T: +81 3354 8805

F: +81 3354 8815

E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 6-5, 3-Chome
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂 パートナー

T: +81 6 7731 1000

F: +81 6 7731 1011

E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.